

平成29年度補正予算

1 歳入

(単位:千円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	本年度予算額 (A+B)	説明
負担金	59,000	0	59,000	
補助金	0	10,330	10,330	計画推進事業費補助金 再編計画策定事業費補助金
雑収入	0	0	0	
繰越金	0	6	6	繰越金
歳入合計	59,000	10,336	69,336	

2 歳出

(単位:千円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	本年度予算額 (A+B)	説明
謝礼	0	0	0	
旅費	0	250	250	
需用費	5,929	▲ 454	5,475	
役務費	32	0	32	
委託料	52,902	▲ 1,363	51,539	
使用料及び貸借料	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	
負担金及び補助金	137	0	137	
予備費	0	11,903	11,903	戻入予定
歳出合計	59,000	10,336	69,336	

平成29年12月25日

八戸市地域公共交通会議
 会長 八戸工業大学 教授 武山 泰

平成29年度事業費内訳（補正）

（単位：千円）

事業の名称	事業内容	全体 事業費	財源内訳			(参考) 当初事業費	備考
			国庫	市負担金	その他		
1-1 市内幹線軸 品質確保プロジェクト	(1)等間隔・共同運行チャリン・リーフレット作成経費 市営バスと南部バスの八戸駅線の等間隔・共同運行について、チャリン・リーフレットにより周知・広報することにより、八戸駅を利用する市民や観光客の更なる利用促進を図る。 チャリン5,000部、リーフレット15,000部(当初予定)	450	225	225	0	451	
	(2)等間隔・共同運行チャリン・リーフレット作成経費(八太郎線) 再編する八太郎幹線軸(等間隔・市営バスと南部バスの共同運行)について、チャリン・リーフレットにより周知・広報することにより、八太郎幹線軸を利用する市民の更なる利用促進を図る。 チャリン5,000部、リーフレット15,000部(当初予定)	0	0	0	0	451	
1-2 複数交通モード 連携サービス提供プロジェクト	(3)公共交通サービスの案内用小冊子作成経費 鉄道・路線バス・タクシーの組み合わせで、移動できる公共交通サービスの小冊子を作成する。 小冊子30,000部(当初予定)	1,210	605	605	0	1,210	
	(4)深夜乗合交通チャリン・リーフレット作成経費 深夜乗合交通の利用を促すためのチャリン・リーフレットを作成する。チャリン5,000部、リーフレット3,000部(当初予定)	299	149	150	0	300	
1-4 交通ターミナル 乗継機能強化プロジェクト	(5)八戸中心街ターミナル周知用リーフレット作成経費 中心市街地の5箇所の停留所「八戸中心街ターミナル」について、リーフレットにより周知・広報することにより、路線バスを利用する市民や観光客の更なる利用促進を図る。 リーフレット10,000部(当初予定)	257	128	129	0	258	
	(6)ターミナルツールラック路線図修正業務 運行路線変更に伴い、交通拠点に設置しているターミナルツールラックの路線図を修正し、更なる利便性を図る。 3箇所(本八戸駅・はっち・旭ヶ丘営業所)	0	0	0	0	380	
2-2 「育てる公共交通」 実践・普及プロジェクト	(7)バスさんぼ印刷費 路線バス沿線の魅力スポットをバスで巡る「お出かけ機会」を提案するための小冊子「バスさんぼ」を印刷・配布する。 35,000部(当初予定)	1,488	744	744	0	1,488	
	(8)H30年度版バスマップ印刷費 バスマップを作成し、転入者・利用者等へ作成・配布し、分かりやすいバス利用環境を整備する。 17,000部(予定)	1,674	837	837	0	1,674	
3-1 「情報ツール」利用拡大プロジェクト	(9)キャンバス4企画乗車券・チャリン 大学・短大生限定企画乗車券について、チャリン・リーフレットにより周知・広報することにより、更なる利用促進を図る。 乗車券3,000部、チャリン2,000部	77	38	39	0	77	
	(10)まちバス300企画乗車券・チャリン印刷費 路線バス上限運賃化制度の一環として実施している企画乗車券「まちバス300」の発行を支援し、初乗り運賃が上がった近距離帯の利用者離れを防止しながら、中心街の回遊性を高め、バスの利便性向上を図る。 乗車券4,000部、チャリン5,000部	60	30	30	0	60	

1-4	交通ターミナル乗継機能強化プロジェクト	(11)八戸公共交通アテンダント活動事業							
2-2	「育てる公共交通」実践・普及プロジェクト	公共交通の乗継環境の改善と利用促進を図ることを目的として、八戸駅やバス車内、バス停にアテンダントを配置し、市民及び観光客等を対象として、目的地と移動手段をトータルで案内するとともに、公共交通の利用促進・PR活動を実施する。	34,182	300	33,882	0	34,182		
2-3	公共交通「みんなでかいぜん」プロジェクト								
1-1	市内幹線軸品質確保プロジェクト	(12)バスのお仕事周知促進事業							
2-3	公共交通「みんなでかいぜん」プロジェクト	高頻度運行を実現している市内幹線軸の品質維持のため、バスに対するイメージの向上による運転士確保と利用促進を目的として、女性や若年層を対象に路線バスの仕事の内容のPRすると共に、運転体験会を含めた業務説明会を開催する。	2,992	778	2,214	0	2,992		
4-5	公共交通における人材確保支援プロジェクト								
2-1	「育てる公共交通」(協働交通)構築プロジェクト	(13)対象者を絞った各種MM事業							
2-2	「育てる公共交通」実践・普及プロジェクト	(1)小中学生を対象としたMMの実施 (2)中心街の企業を対象としたMMの実施 (3)地域と連携したMMの実施 (4)既存バス網を活用した「日帰り企画乗車券」等の販売支援・促進業務の実施	4,277	1,966	2,311	0	5,260		
3-1	「情報ツール」利用拡大プロジェクト								
	地域公共交通再編実施計画策定業務委託	(14)地域公共交通再編実施計画策定業務委託							
		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、新たに策定した「八戸市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築に関する新計画を策定する。	10,088	4,530	5,558	0	10,088		
	予備費		11,903	0	11,903	0	0	追加	
	旅費	再編実施計画 協議・打合せ等	250	0	250	0	0	追加	
	事務費	振込手数料、印紙代、切手代、封筒代	129	0	129	0	129		
総合計			69,336	10,330	59,006	0	59,000		

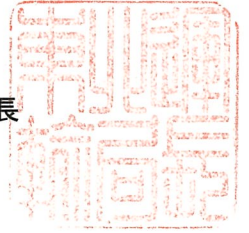


様式第 5 - 2 (日本工業規格 A 列 4 番)

東 交 交 第 4 4 号
平成 2 9 年 6 月 2 8 日

八戸市地域公共交通会議
会長 八戸工業大学 教授 武山 泰 殿

東北運輸局長



平成 2 9 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業(計画推進事業)) 交付決定通知書

平成 2 9 年 6 月 1 2 日付け八地交第 1 3 号で申請のあった「平成 2 9 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(計画推進事業))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業 地域公共交通調査事業(計画推進事業)
2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	23,199,426 円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	5,800,000 円		
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第 5 - 2 (日本工業規格 A 列 4 番)

東 交 交 第 4 4 号

平成 2 9 年 6 月 2 8 日

八 戸 市 地 域 公 共 交 通 会 議

会 長 武 山 泰 殿

東 北 運 輸 局 長



平成 2 9 年 度 地 域 公 共 交 通 確 保 維 持 改 善 事 業 費 補 助 金
(地 域 公 共 交 通 再 編 推 進 事 業 (再 編 計 画 策 定 事 業)) 交 付 決 定 通 知 書

平成 29 年 6 月 12 日 付 け 八 地 交 第 1 2 号 で 申 請 の あ っ た 「平 成 2 9 年 度 地 域 公 共 交 通 確 保 維 持 改 善 事 業 費 補 助 金 (地 域 公 共 交 通 再 編 推 進 事 業 (再 編 計 画 策 定 事 業))」 に つ い て は、補 助 金 等 に 係 る 予 算 の 執 行 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 (昭 和 30 年 法 律 第 179 号。以 下 「適 正 化 法」と い う。) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、下 記 の と お り 交 付 す る こ と を 決 定 し た の で、同 法 第 8 条 の 規 定 に よ り 通 知 す る。

記

1. 補 助 金 対 象 事 業 地 域 公 共 交 通 再 編 推 進 事 業 (再 編 計 画 策 定 事 業)
2. 補 助 対 象 経 費 及 び 補 助 金 額 は、次 の と お り と す る。

補 助 対 象 経 費	金 10,087,200 円	}	(内 訳 別 紙)
補 助 金 の 額	金 4,530,000 円		
3. 補 助 対 象 事 業 に つ い て は、当 該 補 助 対 象 事 業 に 係 る 地 域 公 共 交 通 再 編 推 進 事 業 の 実 施 に 関 す る 事 項 を 記 載 し た 計 画 に 即 し て 実 施 す る も の と す る。
4. 補 助 対 象 事 業 者 は、適 正 化 法、同 法 施 行 令 (昭 和 30 年 政 令 第 255 号) 及 び 地 域 公 共 交 通 確 保 維 持 改 善 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱 に 定 め る と ころ に 従 わ な け れ ば な ら な い。